

令和6年度
葛飾区奨学資金
奨学生の募集について
(高校生用)

葛飾区では、学習意欲がありながら経済的な理由によって修学困難な方のために、学資金を貸し付けています。

これらの資金の貸し付けを希望する方は、家族や先生と相談し、内容をよくお読みになった上、手続きをしてください。

葛飾区教育委員会

応募資格

- ① 令和7年4月1日現在で、葛飾区内に引続き6カ月以上住んでいること。日本国籍でない場合は、在留する資格があること
- ② 学習意欲があり、令和7年4月に高校等(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校及び専修学校高等課程。以下同じ。)に在学していること(現在、最終学年は除く)
- ③ 経済的理由により修学が困難であること
- ④ 同種の貸付金を他から借り受けていないこと
- ⑤ 社会に貢献し得る見込みがあること

※返済能力のある連帯保証人による保証をしていただくなど、申請時に各種書類の提出が必要です。

奨学金

学資金(月額)	国・公立	18,000円以内	私立	30,000円以内
---------	------	-----------	----	-----------

貸付期間

令和7年4月から正規の修学期間終了まで

※高等学校等を退学したときなどは、奨学金の貸付けは停止され、返済を開始していただきます。

奨学金の返済

- ① 貸付終了から1年の措置期間の後、15年以内で、奨学生本人が返済します。
- ② 返済は、原則毎月払い、口座での引落としになります。
- ③ 奨学金は無利子です。ただし、正当な理由もなく期限までに返済をしなかった場合は違約金を徴収することがあります。

募集人員

若干名

申込方法

- ① 希望者は、教育委員会事務局教育総務課で申請書類を受け取り、必要事項を記入した上で在 schools 長の推薦を受けてください。
- ② 全ての申請書類を揃え、教育委員会事務局教育総務課へ持参又は郵送してください。
- ③ 提出期間は令和6年10月15日(火)から令和6年11月15日(金)で、教育委員会事務局教育総務課必着です。

提出書類

- ① 葛飾区奨学資金貸付申請書
 - ◎希望理由及び本人署名欄は必ず本人が記入してください。
 - ◎連帯保証人は、区内在住で一定の職業を持ち又は独立の生計を営んでいて、返済能力がある60歳未満の方であり、且つ、この学資金について他の奨学生の連帯保証人になっていない方をお願いします(連帯保証人とは、奨学生が返済できない場合に本人に代わって奨学資金の返済義務を負う方です。)
- ② 家庭状況調査表
- ③ 所得証明書
 - ◎家族全員の令和5年分の所得が証明できるもの
(例 源泉徴収票、確定申告書(写)等「所得証明添付用紙」を参照してください)
- ④ 世帯全員の記載のある住民票の写し(続柄の記載があるもの)
 - * 外国籍の方は、在留資格及び期間を記載したもの
- ⑤ 学生推薦調書(学校が記入)
- ⑥ 作文(今後の高校生活や将来やりたいことなどについて書いてください。題名は自由です)

奨学生の決定

- ① 学校長に推薦された方の中から、家計状況、学習意欲等を判断し、令和6年度予算の範囲内で、令和7年1月頃決定いたします。
- ② 結果は、採用、不採用にかかわらず本人に通知いたします。

[問い合わせ先]

葛飾区教育委員会事務局教育総務課教育総務係(区役所4階427番)

電話(直通)5654-8447

(代表)3695-1111 内線2702~2704

【参考】 Q&A

Q: 申請書の記入や作文の作成を保護者が代わりに行ってもいいですか？

A: 奨学金は生徒(学生)本人に貸付するものです。必ず生徒本人が記入や作成をしてください。

Q: 類似の制度(他の奨学金・母子福祉資金等)を重複して借りることができますか？

A: 葛飾区の奨学金は重複を認めていません。他制度をご利用の場合は貸付対象外となります。また、東京都育英資金を申し込まれている方も申込みは可能ですが、東京都育英資金に決定(東京都育英資金を選択)した場合、区の奨学金は取り下げとなります。

Q: 私立高校に転学する場合のみ奨学金を受けたい場合、どうしたらよいですか。

A: 奨学金が必要でなくなった場合、辞退届を提出することで、辞退することが可能です。

Q: 生活保護家庭には、高校生に対する就学費の支給があると聞いたのですが、葛飾区奨学資金貸付との重複利用はできますか。

A: 生活保護の事業の一つとして、高等学校等就学費があります。この制度は、奨学資金の貸付を受けなくても、高等学校への就学が可能となるように、自立支援の観点から給付するものです。奨学資金は貸付であり、返還を前提にしていることから併用は可能ですが、両方の制度を活用することで就学に必要な経費が上回っている場合は、生活保護費の調整がなされ、返還を求められることもあります。したがって、貸付を受けるかどうかは、担当のケースワーカーと十分に相談してください。

Q: 連帯保証人は誰でもなれますか？

A: 連帯保証人とは、奨学生が返済できない場合に、本人に代わって返済等の義務について全責任を負う方です。したがって一定の職業または独立の生計を営んでおり、令和7年4月1日現在で60歳未満の区内在住の方にお願いしてください。

Q: 所得証明書は生計を担う人の分だけでいいですか？

A: 給与・年金等の収入がある同居家族全員分の所得証明書を提出してください。

Q: 親が奨学金を借りることはできますか？

A: できません。奨学金は、進学意欲のある生徒本人を対象に貸付をするもので、生徒本人が高校卒業後に責任を持って全額返済していただく制度です。

Q: 奨学金の受取り方法は？

A: 生徒本人名義の銀行(郵便局)・信用金庫・信用組合に振込みます。本人以外の名義の口座には振込みができません。

Q: 提出期限を過ぎたあとに申込みを希望する場合、申込みはできますか？

A: できません。区の奨学金は提出期限を厳守としております。

書類の不備により、再提出する場合であっても提出期限を過ぎることはできません。

Q: 仕事の都合上、住民票などをなかなか取りに行けない場合、何か方法はありますか？

A: 毎週水曜日(祝日を除く)、区民事務所は 19:00 まで、区役所は 19:30 まで、毎月 1 回日曜日区役所のみ午前中も開庁しています。また、個人番号カード等を使ってコンビニで各種証明書を取得することができます。詳しくは区役所戸籍住民課(Tel.5654-8191)までご確認ください。